

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

土木部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
土木管理局				
魅力あふれる建設 産業づくりアク ションプログラム 2024～愛媛を支 える持続可能な産 業へ～	R6.3 [R6～10年度（5年間）] [5年毎に見直し] 〈当初：H18.3〉	○趣旨 急速な高齢化と労働力人口の減少による担い手不足の顕在化に加え、いわゆる「2024年問題」など、県内建設産業を取り巻く環境が大きく変化していることから、その現状や課題を明らかにするとともに、愛媛を支える持続可能な魅力ある産業へと発展していくことを目指した県の基本的な取組の方向性を明示。 ○計画の目標 建設産業が担い手の確保・育成や働き方改革などの「人材への投資」を柱に成長し、年齢・性別・国籍にとられない多様な人材が活躍できる、魅力ある産業となり、地域社会と共に「愛顔あふれる愛媛県」の実現に貢献していくことを目指す。 ○内容 ・プログラムの策定にあたって ・建設産業を取り巻く環境 ・建設産業の課題 ・県の施策展開の方向性 ・プログラムが目指す姿 ・施策一覧	×	土木管理課 契約・建設業G (内線2643)
https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/110444.pdf				
特定建設資材に係 る分別解体等及び 特定建設資材廃棄 物の再資源化等の 促進等の実施に関 する指針 [建設工事に係る資 材の再資源化等に関 する法律]	H14.5	○趣旨 分別解体等や再資源化等の具体的方策に係る事項、再資源化により得られた物の利用促進のための具体的方策に関する事項等を示す	○	土木管理課 技術企画室 技術管理係 (内線2648)
https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/45123.pdf				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

土木部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
河川港湾局				
肱川水系河辺川山鳥坂ダムに係る水源地域整備計画 [水源地域対策特別措置法]	H25. 8	○意義 山鳥坂ダム（肱川水系河辺川の大洲市肱川町山鳥坂に建設されている治水ダム）の建設により水没することになる周辺地域の生産機能又は生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、当該ダムに係る水源地域等の生活環境、産業基盤等を計画的に整備しようとするもの ○事業概要 治水事業、道路・簡易水道・公営住宅等の整備等	×	河川課 水資源・ダム政策グループ (内線2680)
	https://www.mlit.go.jp/report/press/water03_hh_000030.html			
愛媛県水防計画 [水防法]	R5. 5 〔毎年5月に見直し〕	○目的 洪水、内水、津波又は高潮等による水害を警戒防止するとともに、これによる被害を軽減するため、愛媛県管内の河川、海岸、港湾等に対する水防上必要な監視、予報、警戒通信及び連絡輸送、ダム又は水門等の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体相互間における協力及び応援並びに水防に必要な資器材及び施設の整備と運用について実施の大綱を定めたもの。	×	河川課 防災係 (内線2672)
	http://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/suiboukeikaku.html			
(各水系) 河川整備計画 [河川法]	H9 法改正後随時 [策定後20～30年]	○趣旨 河川管理者が、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する中期的な計画を定めたもの。 河川整備計画の目標や、河川整備の実施に係る下記事項について定めている。 ・河川工事の目的、種類及び場所並びに設置される河川管理施設の機能の概要 ・河川の維持の目的、種類及び場所 ・流域における取組みと連携、河川情報の共有化に関する事項 ※県内策定状況（R6.4時点）：18水系／187水系	×	河川課 計画係 (内線2674)
	https://www.pref.ehime.jp/page/5012.html			
(各水系) 河川整備基本方針 [河川法]	H9 法改正後随時 [長期]	○趣旨 河川管理者が、河川工事及び河川の維持についての基本となるべき長期的な方針に関する事項を定めたもの。 当該河川に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針や、河川整備の基本となるべき下記事項について定めている。 ・計画高水並びにその河道と洪水調節施設への配分 ・主要な地点における計画高水流量 ・主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅 ・主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 ※県内策定状況（R6.4時点）：27水系／187水系	×	河川課 計画係 (内線2674)
	https://www.pref.ehime.jp/page/5012.html			
都谷川流域水害対策計画 [特定都市河川浸水被害対策法]	R5. 12 [当初：R22]	○目的 本計画は、流域の保水機能の低下等を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法の改正で新たに創設された様々な制度を活用することで、これまでの都谷川流域での水災害対策の取組みをさらに進め、流域治水を計画的、効果的かつ早期に進めることができるよう河川管理者・下水道管理者及び流域自治体、地域の防災リーダーなど、都谷川流域の関係者の協働による総合的な浸水被害対策を定めたもの。	×	河川課 計画係 (内線2674)
	https://www.pref.ehime.jp/page/5036.html			

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

土木部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
三島川之江港港湾計画 【第3次】 [港湾法]	H6.11 [H20.3 一部変更]	○基本方針 物流機能の充実、市街地再開発に資する用地の確保・緑地の整備、臨港道路の整備、小型船舶収容施設の整備等	×	港湾海岸課 計画係 (内線2692)
東予港港湾計画 【第4次】 [港湾法]	H17.3 [H26.3 一部変更]	○基本方針 外内貿物流機能の拡充・強化を図るため、西条・中央地区の公共ふ頭整備及び中央地区のフェリーふ頭整備、西条・中央・壬生川・河原津地区の緑地等の整備等	×	港湾海岸課 計画係 (内線2692)
松山港港湾計画 【第4次】 [港湾法]	H5.6 [H8.3 一部変更] [H30.3 一部変更]	○基本方針 外港地区の輸入促進に資する基盤整備、高浜地区の港湾再開発、今出地区の廃棄物処理用地の確保等	×	港湾海岸課 計画係 (内線2692)
宇和島港港湾計画 【第2次】 [港湾法]	H元.6	○基本方針 大浦・坂下津地区等における物流機能の強化、築地・新内港地区における港湾再開発等	×	港湾海岸課 計画係 (内線2692)
松山港港湾脱炭素化推進計画 [港湾法]	R7.3 [R7～R32年度(26年間)] 〈当初:R7.3〉	○目的 本計画は、港湾を脱炭素化の拠点とするため、松山港の港湾区域及び臨港地区を利用する荷主企業や港運業者、船社、トラック業者等、民間企業等を含む港湾地域全体を対象とし、水素・燃料アンモニア等の、大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、修正する臨海部産業との連携等の具体的な取組について定め、松山港等における港湾脱炭素化推進を図るものである。	○	港湾海岸課 計画係 (内線2692)
三島川之江港港湾脱炭素化推進計画 [港湾法]	R7.3 [R7～R32年度(26年間)] 〈当初:R7.3〉	○目的 本計画は、港湾を脱炭素化の拠点とするため、三島川之江港の港湾区域及び臨港地区を利用する荷主企業や港運業者、船社、トラック業者等、民間企業等を含む港湾地域全体を対象とし、水素・燃料アンモニア等の、大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、修正する臨海部産業との連携等の具体的な取組について定め、三島川之江港等における港湾脱炭素化推進を図るものである。	○	港湾海岸課 計画係 (内線2692)
東予港港湾脱炭素化推進計画 [港湾法]	R7.3 [R7～R32年度(26年間)] 〈当初:R7.3〉	○目的 本計画は、港湾を脱炭素化の拠点とするため、東予港の港湾区域及び臨港地区を利用する荷主企業や港運業者、船社、トラック業者等、民間企業等を含む港湾地域全体を対象とし、水素・燃料アンモニア等の、大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、修正する臨海部産業との連携等の具体的な取組について定め、東予港等における港湾脱炭素化推進を図るものである。	○	港湾海岸課 計画係 (内線2692)
宇和島港港湾脱炭素化推進計画 [港湾法]	R7.3 [R7～R32年度(26年間)] 〈当初:R7.3〉	○目的 本計画は、港湾を脱炭素化の拠点とするため、宇和島港の港湾区域及び臨港地区を利用する荷主企業や港運業者、船社、トラック業者等、民間企業等を含む港湾地域全体を対象とし、水素・燃料アンモニア等の、大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、修正する臨海部産業との連携等の具体的な取組について定め、宇和島港等における港湾脱炭素化推進を図るものである。	○	港湾海岸課 計画係 (内線2692)

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

土木部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
松山港における 「港湾の事業継続 計画」(港湾BC P)の策定	H27.3 [H29.7改訂] [R3.11改訂]	○趣旨 大規模地震や津波発生後でも、県地域防災計画で防災拠点となっている松山港が緊急物資等の輸送機能を早期に発揮することが必要である。本計画は、松山港の運営管理を実施する機関や立地企業等が連携し、災害発生時に港湾機能を維持するために必要な事項(被害想定、救援物資輸送活動等の時間目標、各機関の役割、情報連絡体制等)をあらかじめとりまとめるものである。	×	港湾海岸課 建設係 (内線2693)
http://www.pref.ehime.jp/h40500/kouwanbcp.html				
三島川之江港にお ける「港湾の事業 継続計画」(港湾 BCP)	H29.2 [R元.11改訂] [R3.11改訂]	○趣旨 大規模地震や津波発生後でも、重要港湾である三島川之江港が緊急物資等の輸送機能を早期に発揮することが必要である。本計画は、三島川之江港の運営管理を実施する機関や立地企業等が連携し、災害発生時に港湾機能を維持するために必要な事項(被害想定、救援物資輸送活動等の時間目標、各機関の役割、情報連絡体制等)をあらかじめとりまとめるものである。	×	港湾海岸課 建設係 (内線2693)
http://www.pref.ehime.jp/h40500/kouwanbcp.html				
東予港における 「港湾の事業継続 計画」(港湾BC P)	H29.2 [R元.11改訂] [R3.11改訂]	○趣旨 大規模地震や津波発生後でも、県地域防災計画で防災拠点となっている東予港が緊急物資等の輸送機能を早期に発揮することが必要である。本計画は、東予港の運営管理を実施する機関や立地企業等が連携し、災害発生時に港湾機能を維持するために必要な事項(被害想定、救援物資輸送活動等の時間目標、各機関の役割、情報連絡体制等)をあらかじめとりまとめるものである。	×	港湾海岸課 建設係 (内線2693)
http://www.pref.ehime.jp/h40500/kouwanbcp.html				
宇和島港における 「港湾の事業継続 計画」(港湾BC P)	H29.1 [R元.11改訂] [R3.11改訂]	○趣旨 大規模地震や津波発生後でも、県地域防災計画で防災拠点となっている宇和島港が緊急物資等の輸送機能を早期に発揮することが必要である。本計画は、宇和島港の運営管理を実施する機関や立地企業等が連携し、災害発生時に港湾機能を維持するために必要な事項(被害想定、救援物資輸送活動等の時間目標、各機関の役割、情報連絡体制等)をあらかじめとりまとめるものである。	×	港湾海岸課 建設係 (内線2693)
http://www.pref.ehime.jp/h40500/kouwanbcp.html				
愛媛県海岸保全基 本計画 [海岸法]	H27.9 [H27年度以 降概ね20年程度] 〈当初H15.12〉	○基本方針 「人も自然も愛顔あふれるえひめの海岸づくり」を基本的な理念とし、この理念に基づき、人命・財産の災害からの防御を優先的に取り組む 【防護面での基本方針】 ・南海トラフ地震に備えた地震・津波対策の推進 ・計画的な高潮・波浪対策の推進 ・安全で適切な維持管理の推進 等 【環境面での基本方針】 ・優れた自然環境の保全 ・水質汚濁の防止や漂着物対策の推進 等 【利用面での基本方針】 ・安全に利用できる海岸づくり ・適正な海岸利用の推進 等	×	港湾海岸課 海岸係 (内線2694) 漁港課 海岸防災係 (内線2629) 農地整備課 農地防災係 (内線2546)
http://www.pref.ehime.jp/h40500/5742/kihon.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

土木部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
道路都市局				
愛媛県新広域道路 交通ビジョン・計 画	R3. 4 [中・長期]	○趣旨 道路ネットワークの整備状況や社会情勢の変化、技術の進展等の状況を踏まえ、本県における広域的な道路交通の今後の基本方針となる「愛媛県新広域道路交通ビジョン」と、ビジョンを踏まえた具体のネットワーク計画となる「愛媛県新広域道路交通計画」を策定 ○内容 本県の将来像や交通課題を踏まえ「広域道路ネットワーク」「交通・防災拠点」「ICT交通マネジメント」の観点から、広域的な道路交通の基本方針を整理したうえで「都市」「物流」「交流・観光」「防災」の各拠点を連絡する基幹道路を「広域道路」として位置付け、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための広域道路ネットワークの効率的な強化を図る	×	道路建設課 企画係 (内線2711)
https://www.pref.ehime.jp/h40400/5744/widearea/vision_plan.html				
愛媛道ビジョン	H15. 12 [H28. 3改訂] [中・長期]	○趣旨 愛媛の今後の道路整備のあり方として、道路を「つくる」といった整備重視から、今ある道路を「まもる」、「つかう」といった利用者の立場に立った視点も追加し、従来からの「重点化」と「効率化」に「連携・協働」を加え、道路整備を推進 ○内容 ・「重点化」：県民の安全・安心、快適な生活を支える道路として最低限欠かせない道路網を「最適最小ネットワーク」（重要路線）と位置付け、重点化 ① 防災・減災関連道路 ・緊急輸送道路 ・津波浸水想定区域、原発30km圏域内、孤立解消に資する道路 ② 生活圏域ネットワーク道路 ・合併後の本庁・支所、本庁及び支所から小学校等の集落中心地を結ぶ道路 ・都市計画道路 ③ 産業活性化・地域づくり支援関連道路 ・「愛媛マルゴト自転車道」等 ・「効率化」：道路の利用状況に応じた構造規格の採用等による整備の効率化 ① 「1.6車線の整備」の積極的な活用 ② 既存ストックの活用による効率化な整備の推進 ・「連携・協働」：各地域における実情やニーズを的確に把握して、施策への反映に努め、市町、地域住民や企業等の多様な主体と連携・協働 ① 市町等との連携 ② 日常的な道路の維持管理 ③ 地域の特性に応じた整備計画（地域別計画）の検討	×	道路建設課 企画係 (内線2712)
http://www.pref.ehime.jp/h40400/5744/michi_vision2016/index.html				
国土利用計画（愛 媛県計画） 【第5次】 [国土利用計画法]	R6. 2	○計画趣旨 総合的かつ計画的な国土の利用を確保するため、国土利用の配分を定める長期目標として、市町計画及び愛媛県土地利用基本計画の基本となる。 ○利用区分 農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他	○	都市計画課 土地利用調整係 (内線2736)
https://www.pref.ehime.jp/page/5751.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

土木部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県土地利用基本計画 [国土利用計画法]	H14. 3	○役割 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての行政部内の総合調整機能及び土地取引、開発行為に対する規制の基準 ○図面区分 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	×	都市計画課 土地利用調整係 (内線2736)
https://www.pref.ehime.jp/page/5749.html				
えひめ景観計画策定ガイドライン [景観法]	H17. 11	○目的 地域の特性を生かした多様な景観形成が図れるよう、各市町が行う景観計画の策定を支援するため、その手順や留意事項等を取りまとめたガイドラインを作成。 ○景観計画策定ガイドラインの内容 ・景観計画策定の意義及び効果 ・景観計画の作成手順の整理 ・住民との協働による景観形成の方向性の検討 等	×	都市計画課 都市計画グループ (内線2738)
都市計画区域マスタープラン	H27. 9 H28. 5 H29. 4 H30. 3 H30. 8 R4. 5 [目標年次： 策定時から 概ね20年]	○趣旨 県下14都市計画区域について、都市計画区域ごとに都市の将来像や都市づくりに関する基本的な方針を定める。 ○内容 ・都市計画の目標 ・区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針 ・主要な都市計画決定の方針	×	都市計画課 都市計画グループ (内線2738)
https://www.pref.ehime.jp/page/5770.html				
愛媛県都市計画運用方針（土地利用編）	H17. 3 H25. 11 R6. 3	○趣旨 人口減少・超高齢化社会の到来や地方分権など、都市計画を取り巻く社会経済情勢の変化に対応した市街地の土地利用を図るため、市町が土地利用に関する都市計画の決定や変更を行う際の一定ルールを示す。 ○内容 ・用途地域指定の基本方針 ・用途地域別の指定基準 ・用途地域を補完する地域地区制度等の活用指針	×	都市計画課 都市計画グループ (内線2738)
https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/111809.pdf				
J R松山駅付近連続立体交差事業	H16 着工準備採択 H20. 2 都市計画決定 H21. 2 事業認可 H30. 3 変更事業認可 [H16～R6年度]	○計画 高架区間延長 L＝約2.4km （松山市美沢2丁目～空港通1丁目） 行き違い線延長 L＝約1.7km （松山市土居田町～市坪西町） 北伊予駅改良延長 L＝約0.5km （松前町大字神埼、出作） 車両基地・貨物駅面積 A＝約6.3ha （伊予市上野、上三谷～松前町大字鶴吉） 高架化により除去する踏切数 8か所 ○内容 県が進めるJ R松山駅付近連続立体交差事業は、駅周辺の8箇所の踏切を除却することにより都市交通を円滑化し、交通環境の大幅な改善を図るとともに、関連する土地区画整理事業や周辺街路事業と一体的に市街地の整備を行うことで都市機能を充実させ県都にふさわしい魅力ある都市形成を推進する。	×	都市整備課 街路係 (内線2748)
https://www.pref.ehime.jp/page/1736.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

土木部

[令和6年4月1日現在]

名 称 [根 拠 法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県耐震改修促進計画 [建築物の耐震改修の促進に関する法律]	H19.3 [R3～R7年度(重点実施期間)] [H27.3改正] [H29.4改正] [H31.3改正] [R 2.1改正] [R 4.3改正]	○趣旨 国の基本方針に基づき、愛媛県内における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。 ○目標 ・住宅の耐震化目標を令和7年度末90%、令和12年度末95%に設定。 ・多数の者が利用する建築物の耐震化目標を令和7年度末90%に設定。 ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標を令和7年度末90%に設定。 ○その他 ・防災拠点施設のうち特に重要なものについて、平成29年度末までの耐震診断結果報告を義務化済。	○	建築住宅課 建築指導係 (内線2757)
	https://www.pref.ehime.jp/page/2117.html			
愛媛県住生活基本計画 [住生活基本法]	R4.3 [R3～R12年度] [5年毎に見直し]	○趣旨 本県の住宅行政の基本的指針 ○内容 ・基本理念・住宅政策において重視する視点、基本目標を定め、今後推進する住宅政策と成果指標を示す。	○	建築住宅課 住宅企画係 (内線2760)
	https://www.pref.ehime.jp/page/2059.html			